

広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄移植ドナーの経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植を推進するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90条）第2条第5項の規定により公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供（以下「骨髄等の提供」という。）を行った者及びその者が従事する事業所を有する事業者に対し、予算の範囲内において広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、広陵町補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録され、かつ、骨髄等の提供に伴う休暇制度がない事業所に従事している者のうち、骨髄等の提供を行った者であることを証明する書類の交付を受けている者（以下「ドナー」という。）
- (2) 前号に規定する者が従事している国内の事業所を有する事業者（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。以下「事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付の対象としない。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 助成金の交付の申請に係る骨髄等の提供に対し、他の自治体の実施する同様の、又は類似する事業により助成等を受けた者

(3) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（助成対象通院等及び助成金の額）

第3条 助成金の交付の対象となる骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談等（以下「通院等」という。）及び助成金の額は、次に定めるとおりとする。ただし、通院等の日数が7日を超えるときは、その超える通院等については、助成金の交付の対象としないものとする。

通院等の内容	助成金の額	
	ドナー	事業者
健康診断に係る通院	1日につき2万円	1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄等の採取に係る通院		
骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接		

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等の提供の日から起算して1年以内に広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)(第1号様式)又は広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業者用)

(第2号様式)に次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) ドナー 骨髄バンクが発行する通院等をした日を証する書類
- (2) 事業所 次に掲げる書類

ア 骨髄バンクが発行するドナーが通院等をした日を証する書類

イ ドナーとの雇用関係等を証する書類

ウ 骨髄等の提供に伴う休暇制度がないことが分かる書類

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により、適当でないと認めるときは、広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、助成金の交付の決定に関し、助成金の交付の目的の達成のために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(交付請求等)

第6条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（ドナー用）（第5号様式）又は広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（事業者用）（第6号様式）により、町長に助成金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による助成金の交付の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該交付決定者に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害について、町は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 第5条後段の規定により町長が付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、広陵町骨髄移植ドナー支援事業助成金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行った骨髄等の提供について適用する。ただし、同日前に行った通院等があるときは、助成金の額の算定に係る通院等の日数に当該通院等の日数を加算するものとする。